



島根県報

平成21年 9 月 29 日 (火)

号外 第 171 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第683号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------|---|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 木次直江停車場線 | 雲南市加茂町三代558番地先から同722番1地先まで | 前 | メートル A 4.00～ 24.00 | メートル 460.00 | 雲南県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管 |
| | | | | B 10.50～ 27.00 | 790.00 | |
| | | | 後 B 10.50～ 27.00 | 790.00 | | |

島根県告示第684号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|---|----------------|----------------|----------------|----|
| 一般国道 | 485号 | 隠岐郡隠岐の島町久見向ヶ丘の二1050番28地先から同町久見垣ノ内1104番6地先まで | メートル 640.00 | 平成21年 10月9日 | 隠岐支庁県土整備局 | |
| 県道 | 高見出羽線 | 邑智郡邑南町原村560番1地先から同300番地先まで | 844.00 | 平成21年 9月30日 | 県央県土整備事務所 | |
| 〃 | 池田久手停車場線 | 大田市朝山町朝倉字大平1204番2地先から同町朝倉字上田ノ口1925番1地先まで | 801.00 | 平成21年 9月29日 | 県央県土整備事務所大田事業所 | |
| 〃 | 益田澄川線 | 益田市駅前町99番4地先から同町100番5地先まで | 47.00 | 平成21年 9月29日 | 益田県土整備事務所 | |
| 〃 | 知夫島線 | 隠岐郡知夫村字長浜793番2地先から同795番2地先まで | 41.20 | 平成21年 9月29日 | 隠岐支庁県土整備局 | |